

～ 海外療養費の適正化にご協力ください ～

組合員及び被扶養者が海外旅行中に病気やけがで受診したときの費用は、申請により「療養費」として払い戻しが受けられますが、先般、海外療養費の不正請求事案が社会問題となり、その支給について、内容を充分確認するよう取り扱うことにいたします。

つきましては、平成26年4月1日以降の海外療養費の請求については、渡航期間等の確認のためパスポート(写)等の提出にご協力をお願いいたします。

